事業計画書（保全事業）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 対象となる事業※該当する項目を□欄にチェックしてください。 | [ ] 　観光施設の維持保全を図る取組[ ] 　技術等の維持保全を図る取組[ ] 　上記の両方の取組 |
| 2 | 対象となる観光資源の名称（観光施設または技術等） |  |
| 3 | 補助事業の実施時期 | 交付決定日（支援対象者申請から約３カ月後を予定）～　　年　　月　　日※交付決定日から最長１年間が補助対象期間です。 |
| 4 | 所要経費（補助対象経費）（内訳は別紙経費別明細のとおり）※別紙経費別明細 合計(A)の金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 5 | 観光資源に関する説明（由来、観光資源としての魅力、特色、希少性等をご記載ください。） |  |
| 6 | 課題等（補助事業を実施する背景、必要性等をご記載ください。） |  |
| 7 | 補助事業の取組内容 |  |
| 8 | 補助事業の実施により見込むことができる効果（周辺地域への集客の見込み等を記載ください。） |  |
| 9 | 補助事業実施後の展開（観光資源としての活用方法等、今後ご予定されていることをご記載ください。） |  |
| 10 | 補助金申請額・「4 所要経費」の2/3以内（１千円未満切り捨て）、上限1,000万円・重点エリア内は、「4 所要経費」の3/4以内（１千円未満切り捨て）、　　　上限1,500万円※別紙経費別明細 補助金交付申請予定額(B)の金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 11 | ※重点エリア内の申請者のみ要回答補助率拡充の対象となる事業者は、右のいずれかの要件を満たす必要がありますので、□欄にチェックしてください。 | [ ] （１）協議会等（※）の構成員であること。　　　　※当事業計画書において「協議会等」とは、重点エリアへの申請を行い、決定通知書により通知を受けた者をいいます。[ ] （２）当該エリア内に施設等を有する事業者で、重点エリア指定に係る計画に沿った内容の取組を行うものと協議会等が認める者であること。※（２）の場合は、協議会等で認められたことを証する書類をご提出ください。また、協議会等に確認をする場合がございます。 |